

【A】 対象事業所について

A01	どのような事業所が対象ですか。 区内に所在する地域密着型介護保険サービスを提供する民間の事業所になります。ただし、国又は地方公共団体が設置する介護保険施設・事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除きます。以下の3つの申請区分のいずれかで申請してください。 （ア）福祉避難所 （イ）災害時覚書締結事業所 （ウ）その他事業所
A02	（ア）福祉避難所とはどのようなものですか。 また、新たに区と福祉避難所に関する協定を締結するにはどうすればいいですか。 （ア）福祉避難所とは… 要介護度や障害の程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な者を避難させるために、区が指定する社会福祉施設において開設する避難所を指します。なお、現状、福祉避難所を新たに指定する予定はありません。 【福祉避難所に関する問い合わせ先】 福祉部福祉推進課高齢者施設係 03-3802-3111（内線2618）
A03	（イ）災害時覚書締結事業所とはどのようなものですか。 また、新たに区と災害時覚書を締結するにはどうすればいいですか。 （イ）災害時覚書締結事業所とは… 震災等による大規模な災害が発生した際に、利用者の「安否確認」と「普段サービスを提供していない場所（避難所等）での介護サービスの提供等」を行うことを定める覚書を、荒川区と法人が締結している事業所を指します。 覚書の締結には、必要な要件があるため、まずは介護保険課事業者支援係へご相談ください。また、要件を満たしていても、覚書の締結には時間を要する場合がありますので、ご注意ください。 【災害時覚書締結事業所に関する問い合わせ先】 福祉部介護保険課事業者支援係 03-3802-3111（内線2446）
A04	（ウ）その他事業所とはどのようなものですか。災害時覚書等のように区と覚書を結ぶ必要はありますか。 （ウ）その他事業所とは… 地域密着型サービス事業所の中で、福祉避難所及び災害時覚書締結事業所以外の事業所のことです。災害時覚書等締結の必要はありません。
A05	町内会等、地域の自治会との災害時の支援覚書を締結しています。この場合、災害時覚書締結事業所として申請できますか。 申請できません。 荒川区と災害時覚書を締結している場合に、（イ）災害時覚書締結事業所の対象です。なお、荒川区と災害時覚書を締結していない場合でも、（ウ）その他事業所としての申請は可能です。

	区内でグループホームと小規模多機能型居宅介護を同一建物内で運営しています。この場合の対象戸数の考え方を教えてください。
A06	サービス種別ごとに上限2戸まで申請が可能となるため、グループホーム2戸、小規模多機能型居宅介護2戸、最大4戸申請が可能です。ただし、グループホームに勤務する職員を小規模多機能型居宅介護の枠で申請することはできません。また申請区分や併設状況によっては個別に判断する場合がありますので、事前にご相談ください。
A07	令和6年12月1日に区と災害時覚書を締結する予定です。4月から11月分までを（ウ）災害要件なし事業所、12月分以降を（イ）災害時覚書締結事業所として補助を受けることは可能ですか。 12月の交付申請までは申請区分の変更が可能です。交付申請書を作成する際は、【様式1-2】内訳書（事業所別）、【様式1-3】内訳書（宿舍別）において、区分変更を選択するようにご注意ください。
A08	共生型地域密着型サービスを運営している事業所は対象となりますか。 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の2の規定による共生型地域密着型サービスを運営している事業所は対象となりません。
【B】 対象宿舍について	
B01	戸建て住宅を借り上げ、1件の賃貸借契約で介護職員3名が居住していますが、この場合3戸分の補助金が受給できますか。 できません。 1件の賃貸借契約の場合は1戸とみなしますので、対象となる入居者が3名いても1戸分の補助となります。
B02	シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか。 入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の補助となります。なお、補助対象額の積算は居住実態に応じて異なりますので、個別にご相談ください。
B03	当法人が所有している宿舍は対象となりますか。 補助対象となりません。 法人及び法人の役員が所有する物件は、対象外です。
B04	過去から継続して法人が借り上げている宿舍も補助対象となりますか。 補助対象となります。 ただし、当事業の開始が令和6年4月のため、令和6年4月1日以降に補助要件を満たしている場合に補助対象となります。

B05	職員名義により賃貸借契約を締結した住宅については対象となりますか。
	補助対象となりません。 法人が借り上げた宿舍が対象となります。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義への契約変更が必要となります。
B06	災害時に駆けつけられるよう、当法人の役員が施設の近隣に宿舍を借りることにしました。この宿舍も補助対象となりますか。
	法人の役員の宿舍は対象外です。
B07	事業所の近隣は賃料が高いため、電車で45分のところに借り上げ宿舍を設置しました。これは補助対象となりますか。
	申請区分（ア）福祉避難所（イ）災害時覚書締結事業所の場合は、災害時の対応を目的としているため、緊急時に徒歩等で通勤可能な距離、具体的には事業所の半径10キロメートル圏内（直線距離）の宿舍が対象となります。なお、宿舍が事業所の半径10キロメートル圏内であれば、区外であっても対象となります。 なお（ウ）その他事業所の場合は、距離の要件はありません。
B08	入居の確認はどのようにするのですか。
	交付申請時に公的機関による証明として住民票の写しを提出していただきます。また、実績報告時には法人の代表者による「実績報告時雇用状況等証明書」の提出により入居状況を証明していただきます。
B09	単身赴任のため、借り上げ宿舍に住所変更等の届出（転入届等）をしていませんが、届出をしなければなりませんか。
	住民票によって入居の確認がとれるものに限り補助対象となりますので、すみやかに住所変更等の届出をしてください。

【C】 対象入居者について

	対象事業所に勤務する職員であれば、誰でも補助対象者になりますか。
CO1	補助対象となる入居者は、次の要件を全てを満たす職員です。 ① 法人に雇用されている介護職員、訪問介護員、生活相談員、介護支援専門員又は計画作成担当者のいずれかの業務に従事している職員であること。 ※各サービス種別において、基準上配置が定められている職種 ② 常勤職員又は非常勤職員。非常勤職員の場合は所定労働時間が週20時間以上であること。（CO3参照） ③ 法人が借り上げた対象宿舎に入居していること。 ④ 事業者の法人の役員でないこと。 ⑤ 災害対策上の業務に従事する職員であること。また法人と当該職員の間でその条件が書面（入居契約等）により締結されていること（申請区分（ア）福祉避難所又は（イ）災害時覚書締結事業所に限る） ⑥ 本人及び同居人が住居手当等を受給していないこと。
CO2	「法人の役員」は補助対象外とのことですが、管理者（施設長）は対象とならないのですか。 法人の役員ではない管理者（施設長）が、兼務で対象職種（例えば介護職員）として配置されている場合は対象です。ただし、対象職種としての所定労働時間が週20時間以上必要です。
CO3	非常勤職員も対象となりますか。 非常勤職員でも、対象職種としての業務にかかる所定労働時間が週20時間以上である場合は対象となります。また週20時間に満たない場合であっても、月80時間以上であれば対象です。所定労働時間の定めのない場合などは、個別にご相談ください。 ※申請区分（ア）福祉避難所又は（イ）災害時覚書締結事業所で申請する場合は、当該職員が災害対策上の業務に従事する職員あることが要件です。
CO4	法人と職員間で契約を変わる必要はありますか。また、申請区分（ア）（イ）の「災害対策上の業務に従事する」職員について、法人と職員間で災害対策上の業務に従事する旨の契約を交わす必要がありますか。 法人と職員間で入居契約等の書面を締結していただき、区には交付申請時に「入居確認及び雇用証明書」を提出していただきます。なお、入居契約等には「災害対策上の業務に従事すること」を明記してください。

	地域密着型通所介護事業所と訪問介護事業所が併設しており、いずれも（イ）災害時覚書締結事業所の場合は、双方のサービスで兼務している職員は対象となりますか。
C05	主たる勤務先が地域密着型通所介護事業所で、当該職員が対象職種として所定労働時間が週20時間以上であり、災害対策上の業務に従事する者であれば対象となります。なお、訪問介護事業所が主たる勤務先の場合は、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」の対象となり、東京都福祉保健財団への申請になりますのでご注意ください。
	当該介護職員に住居手当や令和6年度「東京都居住支援特別手当」等を支給している場合はどうなりますか。
C06	住居手当等を支給している場合は、対象外です。借り上げ宿舎への入居中は、住居手当等を不支給（停止）としている場合は対象となります。なお、その場合、区では住居手当等の不支給について交付申請時に「法人代表者による誓約書」及び「入居確認及び雇用証明書」、実績報告時に「給与明細書又は賃金台帳」及び「実績報告時雇用状況等証明書」により確認しています。（H03、H05参照）
	単身者のみを対象としていますか。
C07	単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。ただし、同居人が住居手当や令和6年度「東京都居住支援特別手当」等を受給している場合は、補助対象外となります。
	借り上げ宿舎に入居していた介護職員が補助対象外の職種に変更となった場合や、対象職員が入居中に補助対象外の事業所に人事異動となった場合はどうなりますか。
C08	対象外の職種や事業所に変更（異動）となった場合、変更日以降、補助対象外となります。なお、異動先の事業所でも当補助金の申請をしている場合は、補助対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。
	外国籍の職員が居住する場合においても補助対象となりますか。
C09	国籍は問いません。
	借り上げ宿舎に居住している介護職員等が傷病休暇を取得したり、産休・育休を取得等により長期間休業する場合はどうなりますか。
C10	休業期間が3か月以上にわたる場合は、対象外になります。

C11	一度補助申請した補助対象者を異動や転居等に伴い対象外としたのち、再度補助対象とすることはできますか。 可能です。 ただし、補助対象期間の最大 10 年は、当初申請した補助開始日から起算され、一時的に補助対象外となった場合でも、期間は延長されませんのでご注意ください。（D01 参照）
C12	職員Aが転居し、その宿舎に別の新たな職員Bが住むことになりました。その職員Bを対象にして引き続き補助を受けることは可能ですか。 可能です。 入居者が変更となった場合も、職員Bが補助要件を満たす職員であれば補助対象となります（ただし、補助開始日を月の途中にすることはできません）。 また、職員Aが転居し宿舎を変更した場合でも、転居先の宿舎が補助要件を満たせば、職員Aは補助対象となります。ただし、同一の職員について補助開始から 10 年を超えて申請を行うことはできませんのでご注意ください。（D04 参照）
【D】 補助対象期間について	
D01	補助対象期間に上限はありますか。 上限があります。 同一の職員が利用できるのは、最大で 10 年までです。補助開始年度を含めて、最大 10 回（10 か年度）申請可能です。申請は年度毎に行っていただきます。 なお、一時的に補助対象外となった場合でも期間は延長されません。（C11 参照） 【例 1】令和 6 年 4 月 1 日補助開始の職員 ⇒補助対象期間終了日 令和 16 年 3 月 31 日（令和 15 年度末日）（予定） 【例 2】令和 6 年 10 月 1 日補助開始の職員 ⇒補助対象期間終了日 令和 16 年 3 月 31 日（令和 15 年度末日）（予定） 注）令和 16 年 9 月 30 日ではありません。 ◆一旦補助が開始されると、補助終了年度（補助を受けられる最大の期間の終期）が自動的に決まります。補助開始後に、補助を受けていない期間が生じた場合であっても、補助終了年度は延長されません。 ◆補助期間終了日は、補助開始月にかかわらず、補助終了年度の末日（3 月 31 日）となります。なお、職員の転居や補助対象外事業所への異動等により年度途中で要件を満たさなかった場合はこの限りではありません。 ◆事業継続の判断により、これによらない場合があります。
D02	令和 6 年度は災害時覚書が締結できなかったため、（ウ）その他事業所として申請し補助を受けましたが、令和 7 年度は締結し（イ）災害時覚書締結事業所として申請する予定です。この場合、令和 7 年度から（イ）災害時覚書締結事業所として 10 年補助を受けることが可能でしょうか。 同一職員の場合、補助対象期間の最大 10 年は、申請区分が変わった場合でも延長されません。仮に令和 6 年 4 月 1 日に申請区分（ウ）にて補助を開始した職員がいる場合、途中で申請区分が（ウ）から（イ）に変更したとしても、その職員は令和 15 年度末に補助終了となります。

D03	補助対象期間中に対象入居者の変更を行った場合でも、引続き補助対象となりますか。
	退職等の事由により入居者が変更となった場合は、補助要件を満たす職員であれば補助対象となります。ただし、補助開始日を月の途中にすることはできません。
D04	補助対象期間中に転居し、転居先も借り上げ宿舎としていますが、引き続き補助対象となりますか。
	職員Aが宿舎を変更した場合は、転居先の宿舎Yが補助要件を満たせば補助対象となります。ただし、補助対象期間は当初に補助対象と認められた月を起点として10年までとなります。補助開始から10年を超えて申請を行うことはできませんのでご注意ください。 (C12参照) ★補助対象期間のイメージ（職員Aの対象期間中、宿舎変更あり）★ 補助開始 → 転居（宿舎X→宿舎Y） → 補助終了 （令和6年10月1日） （令和7年4月1日） （令和16年3月31日）
D05	補助対象期間の開始日は、どの時点になりますか。
	新規宿舎の補助開始日は、下記の①から⑤の日付のうち、一番遅い日の翌月初日になります。ただし、①から⑤のうち一番遅い日が月の初日の場合は当該月から補助開始になります。 ①入居者の採用日（入職日） ②賃貸借契約書の契約期間の開始日 ③住民票に記載されている住定日（転入日、転居日等） ④区との覚書締結日（申請区分（ア）（イ）の場合） ⑤災害対策上の業務に従事することを記載した書面（入居契約等）の締結日（申請区分（ア）（イ）の場合） ◆なお、その日が前年度に当たる場合は、当該年度初日（4月1日）が開始日となります。 ◆年度途中で宿舎の変更（転居）がある場合、入居者の変更が無ければ引き続き補助対象となります。入居者を変更し、新たに申請する職員を補助対象とする場合は、同じ宿舎であっても上の日付のうち一番遅い日の翌月（一番遅い日が月の初日の場合は、当該月）初日が補助対象期間の開始日となります。
D06	5月1日付採用の介護職員ですが、4月中に借り上げ宿舎に入居を開始している場合、4月分は対象となりますか。
	採用前に入居期間については補助対象外です。

【E】 補助対象経費、補助基準額、補助額について

E01	入居者も賃料を一部負担しますが、賃料の全額が補助対象経費となりますか。
	入居者負担分を除いた額が補助対象経費となります。複数で居住している場合、全員の負担分の合計額を除きます。
E02	1戸当たり月額82,000円が補助基準額となっていますが、補助金が月に82,000円支給されるのですか。
	当該年度に法人が支出した経費（補助対象経費）が補助対象となります。補助対象経費と補助基準額（1戸当たり月82,000円）を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた金額を補助します（申請区分（ウ）の場合は2分の1）。補助対象経費より補助額を差し引いた額が法人負担額となります。法人負担額は必ず発生するのでご注意ください。 なお、補助額は月ごとに1,000円未満切り捨てです。
E03	借り上げ宿舎には賃料のほか、共益費（管理費）、賃貸借契約時の敷金・礼金・更新料等がかかりますが、それらは補助対象となりますか。
	共益費（管理費）、礼金、更新料は対象ですが、敷金については対象外です。なお、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、名義変更手数料等も対象外です。 共益費及び管理費は別の文言で表現されることがあります。対象の可否について不明な場合には個別にご相談ください。
E04	月の途中に賃貸借契約を結び、同日入居しましたが、補助額はどのようになりますか。
	新規宿舎の補助開始日は、要件を全て満たす日付の翌月初日になるため、翌月から補助開始となります。（D05参照）
E05	介護職員が3月途中で退職し宿舎から退去するため、賃貸借契約を解除しました。3月分の賃料は日割りで支払いますが、その場合の補助額はどのようになりますか。
	実際に支払った額と日割り計算された額の少ない方と、補助基準額（1戸当たり82,000円）を比較し、少ない方から入居者負担額を差し引いた額に8分の7を乗じた金額を補助します（申請区分（ウ）の場合は2分の1）。 ※日割り計算：月額賃料をその月の日数で除して日額（小数点以下切り捨て）を求め、その日額に実際の入居日数を乗じます。

E06	介護職員が3月途中で退職し宿舎から退去しましたが、宿舎はそのまま借り上げているため、賃料が引き続き発生します。その場合の補助額はとなりますか。 補助対象の職員が入居していることが要件ですので、退職または退去日のいずれか早い日の翌日からは補助対象外となります。3月分は日割りとなり、入居していた日数分の日割り計算された額と補助基準額を比較し少ない方の額から入居者負担額を差し引いた額に8分の7（申請区分（ウ）の場合は2分の1）を乗じた金額を助成します。
E07	一括で支払っている礼金等は補助金申請時にどのように計算しますか。 対象宿舎に対し一括で支払った礼金等については、当該年度内の補助対象の月数で礼金等を除した額を補助対象の各月に振り分けます。交付申請様式、実績報告様式において、「礼金及び更新料等」の支払額欄に金額を入力すると、各月の金額が自動計算されます。 【例1】補助期間開始の月が9月で、8月に礼金180,000円の支払いをする場合 当該年度内の補助対象月数（9月～3月の7か月）で180,000円を除いた額25,714円（小数点以下切り捨て）を各月の補助対象経費に加えます。 【例2】補助対象期間が1年間で、10月に更新料180,000円の支払いをする場合 当該年度内の補助対象月数（4月～3月の12か月）で除した額15,000円を各月の補助対象経費に加えます。
E08	4月分の賃料は3月に支払い済みで、領収書の日付が前年度になっていますが、今年度の補助金の対象となりますか。 対象になります。 当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃料を3月（前年度）に支払った場合も補助対象とします。ただし、経費支払書には今年度の経費であると明記されていることが必要です。
E09	前年度に支払いをした礼金や更新料は、今年度の補助金の対象となりますか。 礼金は前年度に支払った分も対象となります。更新料は補助期間開始以降の賃貸借契約更新に係る場合のみ対象となります。 【礼金の場合】 補助期間開始 令和6年4月1日 礼金支払日 令和6年3月15日 ⇒対象となります。 【更新料の場合】 ①補助期間開始 令和6年6月1日 更新日 6月1日 更新料支払日 5月25日 ⇒対象となります。（契約更新が補助期間開始後のため） ②補助期間開始 令和6年6月1日 更新日 5月1日 更新料支払日 4月25日 ⇒対象となりません。（契約更新が補助期間開始前のため）

【F】 交付申請、実績報告について

F01	補助金の交付までにどのような手続が必要ですか。
	①事業計画書の提出（ 令和6年度に限り提出不要 ）事業者→区 ②交付申請書の提出（12月）事業者→区 ③交付決定の通知（翌年3月）区→事業者 ④実績報告書の提出（翌年4月）事業者→区 ⑤交付額確定の通知（翌年4月）区→事業者 ⑥補助金の交付（振込）（翌年5月）区→事業者 ※別添の「令和6年度事業概要及び申請の流れ」も併せてご確認ください。
F02	交付申請と実績報告で必要となる提出書類はどのようなものがありますか。
	提出書類は、要綱で定める様式のほか、以下の添付書類が必要です。その他、必要な書類を求める場合があります。
	★交付申請時★ ①法人の印鑑証明書 ②誓約書 ③入居確認及び雇用証明書 ④賃貸借契約書 ⑤入居者の住民票の写し ⑥区との協定書（福祉避難所又は災害時覚書）の写し※申請区分(ア)(イ)の場合のみ
F03	★実績報告時★ ①実績報告時雇用状況等証明書 ②給与明細書又は賃金台帳（写し） ③借りに係る経費の支払いを証明できる書類（領収書の写し、払込票の写し等）
	いつまでに入居者と宿舎を決める必要がありますか。
F04	12月の交付申請時までに入居者及び宿舎が決定していれば、交付申請が可能です。
F04	年度途中に新たに事業所を開設する予定です。開設と同時に補助を受けたいのですが、年度途中であっても申請は可能ですか。
	補助対象の要件を満たしていれば可能です。ただし、12月の交付申請時までに事業所を開設している必要があります。また、申請区分によっては事前の協議が必要ですので、個別にご相談ください。

F05	交付申請書を提出する前に退職してしまった職員も補助対象となりますか。
	補助対象の要件を満たしている期間については、補助対象です。ただし、交付申請時に退職日の3か月以内の「住民票の写し」及び「雇用証明及び入居確認書」を提出いただきますので、職員の在籍中に取得しておいてください。
F06	借り上げに係る経費の支払いを証明できる書類とはどのような書類ですか。
	法人が当該宿舎に賃料や礼金等を支払ったことが確認できる書類が必要です。 【例】 ・賃貸借契約書記載の振込先に振込をしたことがわかる振込利用明細 ・当該宿舎に係る経費の引き落としが確認できる通帳のコピー ・当該宿舎に係る経費のものと確認が取れる法人宛の領収書 ※WEB振込明細は、金融機関等によって閲覧可能期間が定められている場合があるので、あらかじめ保管していただくようお願いいたします。
F07	12月に提出した交付申請の内容が変更となった場合は、手続きが必要ですか。
	12月に提出した交付申請の内容が変更となった場合は、変更交付申請の手続きが必要となるため至急ご相談ください。なお、交付申請時から補助額の増額申請は認められないのでご注意ください。
【G】 補助金の交付について	
G01	補助金はいつ交付されますか。
	令和7年5月中旬を予定しています。実績報告ご提出後、区で審査の上確定を行うため、実績報告後の交付となります。
G02	補助額はいつわかりますか。
	令和7年3月中旬の交付決定時となります。 ただし、交付決定の条件から変更があった場合には、補助額が交付予定額の範囲内で変更になることがあります。

【H】 その他

	提出する住民票に必要となる記載事項は何ですか。
H01	借り上げ宿舎に入居していることを住民票により確認しますので、氏名・生年月日・住所・住所を定めた日（転入日等）が記載されている本人のみの住民票（個人票・世帯一部等）を取得してください。 なお、個人番号（マイナンバー）、住民票コード（住基ネットの番号）、本籍地の記載がないものをご用意ください。これらの記載があるものは受け付けできません。
	補助金対象になった場合、借り上げ宿舎に居住する介護職員の所得税はどうなりますか。
H02	介護職員等の自己負担額等により課税・非課税の扱いが異なりますので、お近くの税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。
	給与規程に「借り上げ宿舎に居住している者には住居手当を支払わない」等の記載がなければいけませんか。
H03	給与規程に住居手当支給の有無について明記されている必要はありません。住居手当の支給がないことは、交付申請時に「法人代表者による誓約書」及び「入居確認及び雇用証明書」、実績報告時に「給与明細書又は賃金台帳」及び「実績報告時雇用状況等証明書」により確認します。（C06、H05参照）
	都で実施している「介護職員等宿舎借り上げ支援事業」と重複して、補助金を受けることはできますか。
H04	できません。 ただし、異動により、年度途中で対象入居者の勤務先が東京都の補助対象事業所となる場合は、それぞれに申請が必要です。その場合は、補助対象期間を必ず分けて申請してください。
	令和6年度「東京都居住支援特別手当」など他の補助金等との併用は可能ですか。
H05	できません。 当事業の補助を受けている宿舎の入居者（同居者を含む）については、東京都が実施している居住支援特別手当事業（令和6年度開始）において、居住支援特別手当を受給できません。 また、当事業は補助対象経費が重複する補助金等と併用することはできませんのでご注意ください。（C06、H03参照）